令和5年9月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和5年9月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号 件

- 議案第 70 号 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算(第 6 号)に係る専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 71 号 湖西市看護師養成修学資金貸与条例制定について
- 議案第 72 号 湖西市農地等災害復旧事業分担金徴収条例制定について
- 議案第 73 号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 74 号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例制定について
- 議案第 75 号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 76 号 令和 5 年度湖西市立鷲津中学校中校舎長寿命化改修工事(建築)の契約締結について
- 議案第 77 号 浜名湖競艇企業団規約の変更について
- 議案第 78 号 市道の路線の認定について
- 議案第 79 号 市道の路線の廃止について
- 議案第 80 号 市道の路線の変更について
- 議案第 81 号 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第82号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案番号

件 名

議案第 83 号 令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 84 号 令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 85 号 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

議案第 86 号 令和4年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 87 号 令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 88 号 令和4年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 89 号 令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 90 号 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

議案第 91 号 令和 4 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第 92 号 令和 4 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第1

会議録署名議員の指名

5番 柴田一雄

6番 加藤治司

令和5年9月4日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から10月4日までの31日間とする。

令和5年9月4日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第70号

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算(第 6 号)に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専 決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 10 号

令和5年度湖西市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度湖西市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,200 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 26,877,573 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月20日専決

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19 緽	梨 入金	1, 660, 688	49, 200	1, 709, 888
	1 基金繰入金	1, 660, 669	49, 200	1, 709, 869
	歳 入 合 計	26, 828, 373	49, 200	26, 877, 573

歳出

款			項		補正前の額	補正額	計
0. 4//					千円	千円	千円
2 病	総務費 				 2, 824, 782	49, 200	2, 873, 982
	2 徴税費				301, 848	49, 200	351, 048
	歳	出	合	計	26, 828, 373	49, 200	26, 877, 573

議案第71号

湖西市看護師養成修学資金貸与条例制定について

湖西市看護師養成修学資金貸与条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市看護師養成修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、看護師を養成する学校等に修学する者で、将来市内の医療施設において看護師の業務に従事しようとする者に対し、看護師養成修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、市内の医療施設における看護師の確保を図り、もって地域における医療の充実に質することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 看護師 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 5 条に規定する 看護師(非常勤の職を除く。)をいう。
 - (2) 医療施設 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。

(貸与の対象)

- 第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する 者とする。
 - (1) 看護師を養成する学校等(規則で定めるものに限る。以下「養成施設」という。)に在学していること。

- (2) 将来市内の医療施設において、看護師の業務に従事する意思を有すること。
- (3) 本人及び第9条第1項の連帯保証人に市区町村税の滞納がないこと。 (修学資金の額)
- 第4条 修学資金の額は、養成施設の授業料相当額として市長が定める額とし、無利息で貸与する。

(貸与の申請)

- 第 5 条 次に掲げる者であって、修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
 - (1) 養成施設に進学を希望する者
 - (2) 養成施設に在学中である者

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲 内において貸与の可否及びその額を決定し、当該申請者に通知するものとする。 (貸与の期間)

- 第7条 修学資金を貸与する期間は、次の各号に掲げる修学資金の貸与を受ける者の 区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 第 5 条第 1 号に該当する者 前条に規定する貸与の決定を受けた年度の翌年 度の 4 月から卒業までの期間。ただし、進学を希望する養成施設の正規の修業 期間を超えないものとする。
 - (2) 第5条第2号に該当する者 前条に規定する貸与の決定を受けた年度の4月 (以下この号において「貸与始期月」という。)から卒業までの期間。ただし、 在学中の養成施設の正規の修業期間から在学期間(入学から貸与始期月前までの 期間をいう。)を減じた期間を超えないものとする。

(貸与の方法)

- 第8条 修学資金は、前条に定める期間において、毎年度4月及び10月に貸与する ものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。 (連帯保証人)
- 第9条 修学資金の貸与を受けようとする者は、当該貸与に関する債務について連帯 保証人2人を立てなければならない。
- 2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受ける者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条の延滞金を含むものと する。

(貸与の決定の取消し)

第 10 条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなく なったと市長が認めるとき。

(貸与の休止及び一時保留)

- 第 11 条 市長は、修学生が休学したとき又は停学になったときは、休学したとき又は停学になったときから復学したときまでの分に係る修学資金の貸与を休止する。この場合において、既に貸与した修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した以後の分として貸与したものとみなす。
- 2 市長は、修学生が正当な理由なく第 17 条に規定する書類を提出しなかったときは、 修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返環)

第 12 条 修学生又は連帯保証人は、規則で定めるところにより貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還債務の当然免除)

- 第 13 条 市長は、修学生が養成施設を卒業した日から 1 年以内に看護師の免許を取得し、かつ、養成施設の設置者が指定する研修を修了した後、研修修了後半年以内に市内の医療施設において看護師となり、引き続き看護師として勤務した期間(以下「勤務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間(第 11 条第 1 項に規定する修学資金の貸与の休止期間を除く。)に相当する期間に達したときは、前条の規定にかかわらず、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。
- 2 前項に規定する勤務期間は、市内の医療施設で看護師として勤務することとなった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(引き続き市内の別の医療施設に看護師として勤務した場合にあっては、当該月数に当該医療施設に勤務することとなった日の属する月から退職した日の属する月までの月数を合算した月数)とする。この場合において、当該期間中に、休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間(以下「休業期間」という。)があるときは、休業期間の開始の日の属する月から休業期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。
- 3 第 1 項の規定は、養成施設を卒業後に看護師としての更なる知識又は技術向上の ため進学、研修その他の市長が認める修学行為を行う場合について準用する。こ

- の場合において、同項中「養成施設を卒業した」とあるのは、「修学行為が終了 した」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、やむを得ない理由により修学生が第 1 項に規定する条件を満たすことができなかったと認めるときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

- 第 14 条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続 する期間、修学資金の返還を猶予することができる。
 - (1) 前条第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による返還債務の全部の免除を受ける見込みのあるとき。
 - (2) 第 10 条の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された後において、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
 - (3) 疾病、災害その他特別な事情により、修学資金を返還することが困難な状況であると市長が認めたとき。

(返還債務の裁量免除)

第 15 条 市長は、修学生が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めたときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞金)

第 16 条 修学生は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった ときは、湖西市税外収入金の督促等に関する条例(昭和 40 年湖西市条例第 25 号)の規定の例により計算した額の延滞金を支払わなければならない。

(学業成績書等の提出)

- 第17条 養成施設に在学中の修学生(入学初年度の者又は当該年度に貸与の決定を受けた者を除く。)は、毎年次に掲げる書類を指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第10条の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された場合は、この限りでない。
 - (1) 前年度の学業成績書
 - (2) 当該年度の在学証明書

(勤務状況等報告書の提出)

第 18 条 修学生は、養成施設を卒業後、第 13 条第 1 項に規定する返還債務の免除 (同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下この条において 「当然免除」という。)の期間に達するまで、毎年勤務状況等報告書を指定され た期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第 15 条の規定により返還 債務を免除された場合又は当然免除を受ける見込みがなくなった場合は、この限りでない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年度の養成施設の入学生から適用する。

議案第72号

湖西市農地等災害復旧事業分担金徴収条例制定について

湖西市農地等災害復旧事業分担金徴収条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市農地等災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、 湖西市が施行する農地等災害復旧事業に要する費用に充てるため、当該事業の受 益者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 農地等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号。第 4 条において「暫定措置法」という。)第 2 条第 1 項に規定する農地及び農業用施設をいう。
 - (2) 農地等災害復旧事業 災害(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生じた災害をいう。以下この号及び第5条において同じ。)によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とするものをいう。
 - (3) 受益者 農地等災害復旧事業の事業区域内にある農地等につき所有権等の権利を有する者であって、当該農地等災害復旧事業により特に利益を受けるもの

として市長が認めるものをいう。

(施行の決定)

第3条 市長は、農地等災害復旧事業の施行が周辺農地等の保全及び被害拡大の防止 に資するものと認める農地等であって、当該農地等の所有者から承諾が得られる ものについて、その施行を決定する。

(分担金の額)

- 第4条 分担金の額は、次の各号に掲げる農地等災害復旧事業の区分に応じ、当該各 号に定める額とする。
 - (1) 暫定措置法が適用される農地等災害復旧事業 暫定措置法に基づく補助の額 を除いた額
 - (2) 暫定措置法が適用されない農地等災害復旧事業 当該農地等災害復旧事業に係る経費のうち、次の表の左欄に掲げる区分に応じた額に、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

区分	割合
8万円以下の部分	100分の50
8万円を超え15万円以下の部分	100分の20
15万円を超え40万円以下の部分	100分の10
40万円を超える部分	100分の100

2 同一の農地等災害復旧事業につき、受益者が 2 人以上ある場合において個々の受益者が負うべき分担金の額は、前項の規定により決定した分担金の額を、当該受益者の所有又は耕作に係る農地等の面積等を勘案して市長が配分する額とする。

(徴収猶予)

- 第5条 市長は、災害、盗難その他やむを得ない理由により受益者が分担金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。 (委任)
- 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に施行される農地等災害復旧事業について適用する。

議案第73号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立学校設置条例(昭和 39 年湖西市条例第 24 号)の一部を改正する条例を 次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例

湖西市立学校設置条例(昭和39年湖西市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「

n 白須賀幼稚園	ル 白須賀
----------	-------

」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第74号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年湖西市条例第24号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年湖西市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附則第3項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例(平成22年湖西市条例第36号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例(平成22年湖西市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 4 号中「キュービクル式のものにあっては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第18条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第20条第3項を次のように改める。

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第20条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第18条の2第1項第4号」に改める。

第73条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1中「

厨	気	不	開放式	組込型こ	14 キロワッ	100	15	15	15	注:機
房	体	燃		んろ・グ	卜以下		注		注	器本体
設	燃	以		リル付こ						上方の
備	料	外		んろ・グ						側方又
				リドル付						は後方
				こんろ、						の離隔
				キャビネ						距離を
				ット型こ						示す。
				んろ・グ						
				リル付こ						
				んろ・グ						
				リドル付						
				こんろ						
				据置型レ	21 キロワッ	100	15	15	15	
				ンジ	卜以下		注		注	
		不	開放式	組込型こ	14 キロワッ	80	0	—	0	
		燃		んろ・グ	卜以下					
				リル付こ						
				んろ・グ						
				リドル付						

」を「

-	ن ر										
	厨	気	不	開放式	組込型こ	14 キロワッ	100	15	15	15	注:機
	房	体	燃		んろ・グ	卜以下		注		注	器本体
	設	燃	以		リル付こ						上方の
	備	料	外		んろ・グ						側方又
					リドル付						は後方
					こんろ、						の離隔
					キャビネ						距離を
					ット型こ						示す。
					んろ・グ						
					リル付こ						
					んろ・グ						
					リドル付						
					こんろ						
					据置型レ	21 キロワッ	100	15	15	15	
					ンジ	卜以下		注		注	
			不	開放式	組込型こ	14 キロワッ	80	0		0	

	141) 7 13	1 017				I
	燃			んろ・グ	下以下				
				リル付こ					
				んろ・グ					
				リドル付					
				こんろ、					
				キャビネ					
				ット型こ					
				んろ・グ					
				リル付こ					
				んろ・グ					
				リドル付					
				こんろ					
				据置型レ	21 キロワッ	80	0		0
				ンジ	ト以下				
固	不	木炭を燃	料とする	炭火焼き	_	100	50	50	50
体	燃	もの		器					
燃	以								
料	外								
	不	木炭を燃	料とする	炭火焼き		80	30		30
L	燃	もの		器	_				
		使用温度	が 800 度		250	200	300	20	
		以上のも	0)					0	
			が 300 度	_	150	100	200	10	
			度未満の					0	
1			もの						
1			_	が 300 度		100	50	100	50
			1		l	1	1	1	1

」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関

を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の湖西市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 20 条第 1 項に規定する蓄電池設備(附則第 4 項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 18 条第 1 項第 4 号(新条例第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 18 条第 3 項、第 19 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 20 条第 1 項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第 20 条 第 1 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第76号

令和 5 年度湖西市立鷲津中学校中校舎長寿命化改修 工事(建築)の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年湖西市条例第 1 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

契約の目的 令和 5 年度湖西市立鷲津中学校中校舎長寿命化改修工事 (建築)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 515,350,000円

4 契約の相手方 中村組・中村土建特定建設工事共同企業体 代表構成員 湖西市吉美 3270 番地の 5 301 株式会社中村組 湖西営業所 所長 土屋 崇 その他構成員 湖西市吉美 1267 番地の 1 中村土建株式会社 代表取締役 中村 彰浩

議案第77号

浜名湖競艇企業団規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 2 項の規定により、浜名湖競艇企業団規約を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

浜名湖競艇企業団規約の一部を変更する規約

浜名湖競艇企業団規約(昭和 41 年 12 月 28 日県指令地第 1977 号)の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

浜名湖ボートレース企業団規約

第1条中「浜名湖競艇企業団」を「浜名湖ボートレース企業団」に改める。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第78号

市道の路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

路	線	名	起	点	終	点	重要な経過地
\r \h	1.00	湖西市新居町浜名			湖西市新昂	 居町浜名	
浜名 	169	号線	字大倉戸		字大倉戸		
\r \h	~		湖西市新居	計町浜名	湖西市新昂	 居町浜名	
浜名 170 号線			字大倉戸		字大倉戸		

議案第79号

市道の路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

路線名	起点	終点	重要な経過地
次 4 00 日始	湖西市新居町浜名	湖西市新居町浜名	
浜名 90 号線	字大倉戸	字大倉戸	
	湖西市新居町浜名	湖西市新居町浜名	
浜名 91 号線	字大倉戸	字大倉戸	

議案第80号

市道の路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

路線名	新旧別	起点	終点	重要な経過地
	旧	湖西市新居町内山	湖西市新居町内山	
内山 44 是總		字光頭	字光頭	
内山 44 号線 	新	湖西市新居町内山	湖西市新居町内山	
		字光頭	字光頭	
	旧	湖西市新居町内山	湖西市新居町内山	
 内山 49 号線		字光頭	字光頭	
	新	湖西市新居町内山	湖西市新居町内山	
		字光頭	字光頭	
	旧	湖西市新居町内山	湖西市新居町内山	
 内山 51 号線		字光頭	字光頭	
	新	湖西市新居町内山	湖西市新居町内山	
		字光頭	字光頭	
	旧	湖西市新居町浜名	湖西市新居町内山	
 内山 52 号線		字西山	字大沢	
下月四 52 万 / MK	新	湖西市新居町浜名	湖西市新居町内山	
		字西山	字中山鼻	
	旧	湖西市新居町浜名	湖西市新居町浜名	
 浜名 89 号線		字大倉戸	字大倉戸	
一块石 O3 万脉	新	湖西市新居町浜名	湖西市新居町浜名	
		字大倉戸	字大倉戸	

路	線	名	新旧別	起	点	終	点	重要な経過地
		旧	湖西市新居町浜名		湖西市新居町浜名			
			字大倉戸		字大倉戸			
浜名 92 号 線 		新	湖西市新昂	引斯浜名	湖西市新昂	引斯浜名		
				字大倉戸		字大倉戸		

議案第81号

令和5年度湖西市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度湖西市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,565千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ27,023,138千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月4日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13 分	計算を表現をはある。 	245, 617	395	246, 012
	2 負担金	245, 617	395	246, 012
15 E	国庫支出金	4, 569, 999	△1,388	4, 568, 611
	2 国庫補助金	2, 239, 342	△1,388	2, 237, 954
16 県		1, 685, 910	7, 934	1, 693, 844
	2 県補助金	639, 028	7, 934	646, 962
19 縛	· 操入金	1, 709, 888	105, 957	1, 815, 845
	1 基金繰入金	1, 709, 869	39, 256	1, 749, 125
	2 特別会計繰入金	19	66, 701	66, 720
21 請	皆収入	672, 712	3, 667	676, 379
	6 雑入	255, 243	3, 667	258, 910
22 市	· 5債	2, 810, 200	29, 000	2, 839, 200
	1 市債	2, 810, 200	29, 000	2, 839, 200
	歳 入 合 計	26, 877, 573	145, 565	27, 023, 138

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総	終費	千円 2,873,982	千円 11, 467	千円 2,885,449
	1 総務管理費	2, 280, 668	8, 369	2, 289, 037
	2 徴税費	351, 048	3, 098	354, 146
3 瓦	A.生費	7, 196, 166	31, 696	7, 227, 862
	1 社会福祉費	3, 570, 734	25, 160	3, 595, 894
	2 児童福祉費	3, 150, 642	4, 536	3, 155, 178
	3 生活保護費	466, 464	2,000	468, 464
4 徫	5生費	6, 541, 569	63, 352	6, 604, 921
	1 保健衛生費	1, 339, 800	2, 936	1, 342, 736
	2 清掃費	4, 267, 643	51, 791	4, 319, 434
	3 環境対策費	46, 068	8, 625	54, 693
6 農		223, 037	6, 438	229, 475
	1 農業費	202, 898	6, 438	209, 336
7 商	5工費	1, 363, 632	862	1, 364, 494
	1 商工費	1, 363, 632	862	1, 364, 494
8 ±	二木費	2, 569, 292	△3, 118	2, 566, 174
	1 土木管理費	192, 429	△2,816	189, 613
	4 都市計画費	1, 241, 513	△302	1, 241, 211
9 消		1, 325, 323	35, 240	1, 360, 563
	1 消防費	1, 325, 323	35, 240	1, 360, 563
10 耄	女育費	2, 716, 025	△2, 372	2, 713, 653
	1 教育総務費	558, 827	△3, 848	554, 979
	2 小学校費	257, 336	△37	257, 299
	4 幼稚園費	651, 099	△205	650, 894
	6 社会教育費	317, 436	1, 718	319, 154
11 %	· 《害復旧費	1, 796	2,000	3, 796

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 農林水産業施設災害復旧費	千円 236	千円 2,000	千円 2,236
	歳 出 合 計	26, 877, 573	145, 565	27, 023, 138

第2表 債務負担行為補正

追加 (単位 千円)

事 項	期間	限度額
リサイクルプラザ仮設運転業務	令和6年度	9, 425
湖西市バイオガス発電等再生可能エ ネルギー可能性調査業務	令和5年度~令和6年度	22, 924
湖西市消防防災センター建設事業	令和5年度~令和7年度	4, 200, 000
学校再編基本計画策定業務	令和5年度~令和6年度	32, 389

第3表 地方債補正

(1) 変 更

(単位 千円)

起債の	3	変 更 育	ή	3	変 更 後	发	・償還の
目的	限度額	起債の 方 法	利率	限度額	起債の 方 法	利率	方法
土整備事では、一地の大学を表現である。 一世の大学を表現である。 「他の大学を表現である。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現である。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現である。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現る。」 「他の大学を表現でする。」 「他の大学を表現る。	4, 500 67, 600	証 書 借入等	5.内し見式入府び共融金てのを後て見の0(、直でれ資地団機に、見行には直利%た利し借る金方体構つ利直っお当し率以だ率方り政及公金資い率したい該後)	9,000	証 書 告 等	5.内し見式入府び共融金てのを後て見の0(、直でれ資地団機に、見行には直利%た利し借る金方体構つ利直っお当し率以だ率方り政及公金資い率したい該後)	借融にた市都り限しく償低りこき入資よだ財合償を、は還利換とる先条るし政に還短若繰又にえが。の件。、のよ期縮し上は借るで

(2) 廃止 (単位 千円)

起債の	3	変 更 育	ń	3	笠 更 往	发	償還の
目的	限度額	起債の 方 法	利率	限度額	起債の 方 法	利率	方法
耐震性貯水槽整備事業	13,000	証 書 借入等	5.内し見式入府び共融金てのを後て見の0(、直でれ資地団機に、見行には直利%た利し借る金方体構つ利直っお当し率以だ率方り政及公金資い率したい該後)				

議案第82号

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,068千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ5,532,068千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県	表出金	千円 4,001,357	千円 3,300	千円 4,004,657
	2 県補助金	4, 001, 357	3, 300	4, 004, 657
7 約	異越金	50,000	11, 768	61, 768
	1 繰越金	50,000	11, 768	61, 768
	歳 入 合 計	5, 517, 000	15, 068	5, 532, 068

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 糸	· 《務費	千円 18, 214	千円 4,950	千円 23, 164
	1 総務管理費	10, 283	4, 950	15, 233
9 請	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33, 049	10, 118	43, 167
	1 償還金及び還付加算金	33, 048	1,895	34, 943
	2 繰出金	1	8, 223	8, 224
	歳 出 合 計	5, 517, 000	15, 068	5, 532, 068

議案第83号

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,945千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ4,494,576千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 約	越金	2	132, 945	132, 947
	1 繰越金	2	132, 945	132, 947
	歳 入 合 計	4, 361, 631	132, 945	4, 494, 576

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 諸	皆支出金	1,812	132, 945	134, 757
	1 償還金及び還付加算金	1,811	74, 841	76, 652
	2 繰出金	1	58, 104	58, 105
	歳 出 合 計	4, 361, 631	132, 945	4, 494, 576

議案第84号

令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算 (第1号)

令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ843,954千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款				項		補正前の額	補	正	額	計	
						千円			千円	千	-円
4 繰	 建越金					1			512	51	13
	1 繰越金					1			512	51	13
	方	裁	入	合	計	843, 442			512	843, 95	54

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 戊	工 域連合納付金	811, 556	138	811, 694
	1 広域連合納付金	811, 556	138	811, 694
3 諸	· 音支出金	1,617	374	1, 991
	2 繰出金	17	374	391
	歳 出 合 計	843, 442	512	843, 954

議案第85号

令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第1条 令和5年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度湖西市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条 に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	1	
第1款 下水道事業費用	1,246,632 千円	9,600 千円	1,256,232 千円
第1項 営業費用	1, 103, 144 千円	9,600 千円	1,112,744 千円

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第5条に定めた債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び 限度額を次のとおり追加する。

事 項	期間	限度額	
施設統廃合等可能性調査業務委	令和6年度	36, 300 千円	
託(その2)に関する協定			

令和5年9月4日提出

議案第86号

令和 4 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

議案第87号

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の 認定に付する。

令和5年9月4日提出

議案第88号

令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定 に付する。

令和5年9月4日提出

議案第89号

令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会 の認定に付する。

令和5年9月4日提出

議案第90号

令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

議案第91号

令和 4 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決 算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

議案第92号

令和4年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出